

札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
案

令和3年(2021年)11月26日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例(平成28年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(理 由)

本市人事委員会の勧告等を考慮して、本市の教育職員の期末手当を引き下げるため、本案を提出する。